

盛岡地方振興局長告示第 93 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事が完了した。

平成 19 年 7 月 13 日

盛岡地方振興局長 宮 館 壽 喜

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 岩手郡岩手町大字川口第 50 地割字大川辺 1 番、2 番、3 番 1、4 番 1、4 番 2、5 番 1、5 番 2 及び 6 番 2 の一部、大字江刈内第 1 地割字下松原 4 番 11 の一部及び 7 番 1 並びにこれらの区域に隣接する認定外道路及び水路
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称 盛岡市上堂四丁目 11 番 8 号 昭栄建設株式会社